



金 沢 市 公 報

号外第13号の6

平成28年(2016年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

●規 則

○金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部 を改正する規則	(こども政策推進課)	1
----------------------------------	------------	---

規 則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則(平成26年規則第58号)の一部を次のように改める。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)」を付し、同条中「小学校第1学年」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の第1学年」に改め、「この条において」を削り、同条第1号イ中「ウ及び次号において」を「以下」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第4条の2 特定被監護者等(政令第14条の2第1項の特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料は、当該特定教育・保育又は特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)(以下「特定教育・保育等」という。)に係る負担額算定基準額(政令第14条の2第2項に規定する負担額算定基準額をいう。)が77,101円未満(満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、57,700円未満)であるときは、第3条第1項及び前条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第3条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。)である支給認定子ども

(要保護者等がいる世帯に係る特例)

第4条の3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等(政令第4条第4項の要保護者等をいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する保育料は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が77,101円未満(別表第2B階層の項に規定する場合を除く。)であるときは、第3条第1項及び前2条の規定にかかわら

ず、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる支給認定子ども以外の支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第3条第1項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額

(2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 0円

ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども又は負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども

第5条に見出しとして「(子どもが3人以上いる世帯に係る特例)」を付し、同条中「前条」を「前3条」に、「無料」を「、無料」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第6条に見出しとして「(満3歳未満の者が2人以上いる支給認定保護者に係る特例)」を付し、同条中「前2条」を「第4条から第5条まで」に改め、「額とする。()を「額()に、「ものとする。)」を「ものとする。」とする。」に改める。

別表第1の備考第1項中「(政令第4条第4項の要保護者等をいう。以下同じ。)」を削り、同備考第2項中「特定教育・保育等(法第59条第3号の特定教育・保育等をいう。以下同じ。)」を「特定教育・保育」に改める。

別表第2中「特定教育・保育及び特定地域型保育」を「特定教育・保育等」に改め、同表の備考中第5項を削り、第6項を第5項とし、同備考第7項中「特定教育・保育の」を「特定教育・保育等の」に改め、同項を同備考第6項とし、同備考第8項中「特定教育・保育」を「特定教育・保育等」に改め、同項を同備考第7項とし、同備考第9項を同備考第8項とする。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

平成28年(2016年)3月31日 印刷

平成28年(2016年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄